

2015年10月15日

経済産業大臣
林 幹雄 殿

採石法に関する公開質問状

辺野古埋め立て土砂搬出反対全国連絡協議会
共同代表 大津幸男（自然と文化を守る奄美会議、鹿児島県奄美市）
阿部悦子（環瀬戸内海会議、愛媛県松山市）
連絡先 700-0973
岡山市北区下中野 318-114 松本方

参加団体 奄美市住用町市環境対策委員会（栄清安 森紘道）
海の生き物を守る会（向井宏）
沖縄・新基地をつくらせない広島県実行委員会（菊間みどり）
環瀬戸内海会議（阿部悦子 石井亨）
五島列島・自然と文化の会（歌野敬）
自然と文化を守る奄美会議（代表 大津幸夫 藺博明）
小豆島環境と健康を考える会（富田忠孝）
手広海岸を守る会（代表 碓山勇夫生）
辺野古埋立て土砂搬出反対北九州連絡協議会
（安藤昭雄 松永英樹 南川健一 三輪幸子 森下宏人）
故郷の土で辺野古に基地をつくらせない香川県連絡会（市村康 五宝光基）
辺野古埋立て土砂搬出反対熊本県連絡協議会
（板井優 福島将美 海秀道 神谷杖治）
播磨灘を守る会（青木敬介）
門司の環境を考える会（森下宏人）
（五十音順 カッコ内は代表、または共同代表）

私たちは、西日本各地で辺野古新基地建設のための埋め立て用土砂として、既存採石場を経営する採石業者から購入・調達するとされる計画の中止を求めて活動する団体・個人が連携・協力するために、2015年5月31日、採取候補地の一つである奄美に集い設立した団体です。現在までに、鹿児島県、熊本県、長崎県、福岡県、山口県、香川県などの市民団体が参加しています。

この間、各地で採石に伴う山、川、海の環境汚染の実態調査を行うとともに、採取計画の撤回を求める署名活動(添付資料)を進め、9月末現在、約5万筆が寄せられ、このほど内閣総理大臣に提出する運びとなっています。

1950（昭和25）年に制定された「採石法」は、「災害を防止し、採石業の健全な発達を図る」（第1条）ことを目的としています。採石は、同法に基づき採石業の認可を受けた業者により行われていますが、1970年代に入り環境関連の諸法が成立する中においても、その運用は「十年一日のごとく」変わることないまま、60年を超えて続き、その間、何らの法のあり方に関する根本的な見直しもされないうままであります。そこで、私たちは、採石法の運用の現状や問題点につき、以下、公開の場での議論を求めべく公開質問状を提出させていただきます。

- 1 1950（昭和25）年に法律が制定され、この間、根本的な見直しもされずに今日まで至っているように見えるが、そのような理解でよろしいのでしょうか。
- 2 法制定以降60余年、当時とは大きく工法も変わり、採石器具も重機化し、大量に採取可能となっています。そもそも採石とは、石垣用の岩石採取、墓石、石灯籠の材料として行なわれる「生業」であったし、大きく景観が失われることもありませんでした。しかし高度経済成長期以降、公有水面埋め立ての材料などとして大量に利用されるようになり、採石業も採取方法や重機の採用等、劇的に変化し、大量に採石することとなっていった中で、山や海など周辺環境へ及ぼす影響が拡大してきた経過をどう認識し、それにどう対処すべきとお考えですか。
- 3 法には、業者に対し環境保全を求める、あるいは環境保全のための規制条項が全くないように見えるが、現時点において、それで十分と考えているのでしょうか。
- 4 既存の採石場の多くが、自然公園法に基づく「国立公園」に隣接しているが、それらとの関係をどう把握しているか。把握しているとすれば、それをどう受け止め、自然環境や景観への配慮についてどのような指導を行なってきたのでしょうか。
- 5 奄美群島においては、採石場が住民の居住する集落に隣接し、道路は採石業の運搬車が行き交い、それによる粉じん被害など居住環境に影響を及ぼし、さらには、大雨による土砂災害、道路不通の事態を引き起こしている。このような集落隣接地の採石は、即時認可を取消すべきではないかと考えるが、いかがですか。
- 6 奄美群島などの採石場地先の海域には、採石に伴い発生する微細粒子が流入し、日常的に直近の海が濁る現象が発生している。また粒子が海底に堆積し、濁りに強い一部のサンゴの仲間を除き、ほとんど無生物に近い状態になり、海域の環境を大きく損なう事態が起きているとの現地の報告があるが、

こうした実態を把握しているか。同様の現象は全国各地に存在するはずだが、それらの実態把握の総合的な全国調査を行なった経過はあるのですか。

7 香川県小豆島の例に見られるように、採石業者が船による採石の積み出しをするため、栈橋や着岸用岸壁を設置したり、採石場現場から海への搬出のため国道や県道の下にトンネルを設置したり、行政側が便宜を図ったとしか思えない事例があります。また、採石業者は搬出時に海水で採石を洗浄し、細粒を洗い流すことを繰り返しています。こうした事実をどう把握しているのですか。仮に知りえた場合、どう対処されるのですか。

8 瀬戸内海は幕末以降、島々の緑が織りなす内海多島海が高く評価され、その展望・眺望が世界に比類のないものとして、昭和9（1934）年に国立公園に第1号指定されました。しかし、今日でも既に、瀬戸内海にあっては、高度経済成長期の沿岸各地の埋め立て材として採石され、様相・景観が大きく損なわれている島が、すでに各地に点在しています。そして、計画を終了した採石場跡地の緑化復元・再生はなされていないのが現状です。これらの原状をどう認識しているのですか。

以上の点につき、文書での回答を求めるものです。

以 上